

# がん治療等を受けている方へ ウィッグ等の購入・レンタル費用を 一部助成します

令和7年7月より**助成対象を拡充**しています。詳細は区HPをご覧ください。

江戸川区では、がん等の治療や傷病による外見の変化に悩む方の生活の質の向上を図り、社会生活を支援するため、ウィッグ等の購入等費用の一部を助成します。

## 助成対象者

- 申請日時点で江戸川区に住民登録をしている方
- がん等の治療や傷病による外見の変化により、補整具等を必要とする方  
(男性型・女性型または加齢による脱毛症、手術により頭髪を剃る場合は除く)
- 他の法令等に基づく同種の助成、給付等を受けていない方

## 助成対象品

- ウィッグ (装着用ネット、クリップを含む)
- 帽子 (毛付き帽子、医療用帽子等)
- 補整下着 (補整パッドを含む)
- 弾性着衣
- エピテーゼ (補整用人工物。人工乳房、義眼等)
- 冷却用キャップ・グローブ・ソックス



## 助成金額

助成対象品の購入またはレンタルにかかった費用 (上限: 1件あたり10万円)

※ 1件に複数点の補整具を含めることが可能。

※ 申請は対象者1人につき2件まで。

※ 送料や手数料などは対象となりません。

## 申請期限

助成対象品を購入した日(レンタルの場合は費用を支払った日)の翌日から1年以内

申請方法や申請先は裏面をご覧ください



ともに、生きる。  
**江戸川区**

## 申請方法

### 【オンラインの場合】

右の申請フォームから申請してください。



◀ オンライン申請  
フォーム

### 【郵送・窓口の場合】

次の書類を下記の申請先まで郵送または持参してください。

- ① 江戸川区がん患者等アピアランスケア支援事業助成金交付申請書兼請求書
- ② がん治療等を受けていることを証明する書類のコピー  
(診療明細書や治療方針計画書など。書類がない場合は医師の意見書)
- ③ 領収書等の原本 ※コピー不可  
(助成対象品の購入またはレンタル費用の  
支払日及び金額の明細が分かる書類)
- ④ 本人確認書類

事業詳細や申請書は

江戸川区 アピアランス

で検索

## Q&A

| 質問  | 回答  |
|---|---|
| (1) 未成年の子どものために購入した場合、家族が代理で申請することはできますか。 | 同一世帯の方であれば申請できます。申請書の「申請者」欄に代理で申請する方の情報を記入し、「対象者」欄に実際に補整具を利用する方を記入してください。   |
| (2) 手術を受けたのは2年前ですが、助成対象となりますか。            | 手術した日は問わず、申請日からさかのぼって1年以内に支払った費用が対象となります。   |
| (3) 領収書等には何が記載されていればよいですか。                | 次の項目すべてがわかるものがが必要です。<br>①宛名(申請者もしくは対象者の氏名)<br>②支払日<br>③支払金額<br>④金額の明細(※)<br>⑤発行者の名称及び住所<br><br>※④金額の明細について<br>購入・レンタルしたものの内容、金額がわかるもの<br>(購入明細書・納品書等) |
| (4) インターネットで購入して、領収書がない場合は、どうすればよいですか。    | まずは購入店に領収書の発行を依頼して下さい。それが難しい場合、領収書に代わるものとして、支払いをした事がわかるものと、質問(3)の内容すべてが確認できる書類を提出してください。<br>(クレジットカードの利用明細と納品明細等)                                     |

## 問い合わせ・申請先

〒132-8507 東京都江戸川区中央4-24-19 (江戸川保健所2階)  
江戸川区健康部健康推進課計画係 TEL: 03-5661-1137

江戸川区がん患者等アピアランスケア支援事業 (令和8年5月現在)